

# お気軽にご相談ください

# 民生委員・児童委員、主任児童委員

5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員・児童委員は、普段の生活の中で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関とのパイプ役を果たすなど地域の頼れる存在です。市内では、118人の民生委員が活動しています。

問 社会福祉課 ☎316

## Q & A 民生委員・児童委員を ご存じですか？

Q 民生委員はどのような人ですか？

A 民生委員は、「民生委員法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特

別職の地方公務員です。市内では、現在3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、118人の委員がボランティアとして活動しています。

Q 児童委員はどのような人ですか？

A 児童委員は、「児童福祉法」に定められ、全ての民生委員は児童委員を兼務しています。

その中で、主任児童委員は児童福祉関係を専門に担当します。市内では、現在8人が主任児童委員の指名を受け、地域で子どもや子育て家庭をサポートするなどその専門知識を生かした活動を行っています。

Q 民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのですか？

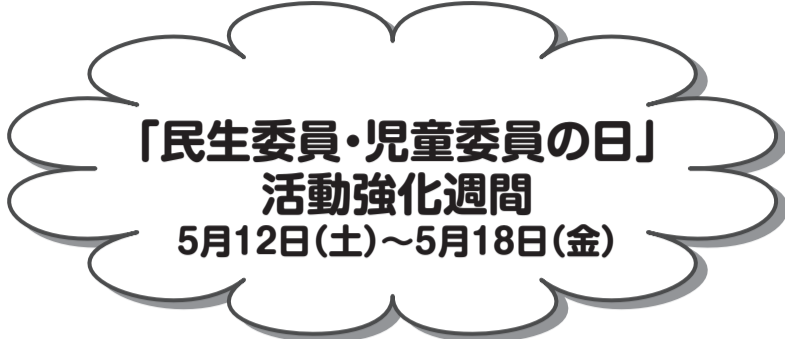
A 民生委員は、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。近年増加している一人暮らしの高齢者の孤独死や児童虐待に対し、地域住民に根ざした活動を生かし、専門的な支援につなげていく役割を担っています。

Q 相談したい場合はどうすればいいですか？

A 住所により担当民生委員が決まっていますので、社会福祉課へお問い合わせください。安心して気軽に相談できる身近な民生委員を紹介します。

Q 相談内容の秘密は守られるのでしょうか？

A 民生委員は守秘義務をもつて業務にあたっており、相談内容や秘密が他に漏れることはありませんので、ご安心ください。



## 身近な民生委員に 相談を！

民生委員として31年間活動されている八潮市八条地区民生委員・児童委員協議会会長の榎本さよ子さんに活動の様子などについて伺いました。



榎本さよ子さん

●民生委員になつたきっかけを教えてください。

子どもが小学校を卒業しPTA活動を終えたとき、町会から依頼があり、お引き受けしました。当時、頼りになる先輩方がたくさんいらして、大変よくしていただき、とにかく民生委員の活動が楽しくなりました。

●1カ月の活動状況を教えてください。

月に20日ぐらい活動しています。高齢者の見守り活動のほか小学生の登下校時に通学路に立って、子どもたちが事故にあわないよう見守りをしています。また、

市と社会福祉協議会の事業協力など、土日以外は活動をしていることが多いです。

●これまでの活動の中で感じたことを教えてください。

高齢者の見守り活動では、10年ぐらい前から急激に一人暮らしの高齢者が増えたと気がします。現在14人の高齢者の見守りを行っています。ですが、これからはますます増えていくのではないのでしょうか。また、子どもの見守りでは、子どもたちの元気な姿や喜ぶ姿を見たり、地域の方に「苦勞さま」と声をかけてもらえることもあり、充実感につながります。

●今後の活動にあたり、一言お願いします。

今年、地域福祉計画が策定されましたが、これからは行政と市民、企業などが連携を図り、地域ぐるみで支え合う力を高めていくことが大切だと思います。



## 後期高齢者医療制度の 保険料改正

後期高齢者医療制度の保険料が改正されました。保険料率は、2年分の費用と収入を見込んで保険料率を算定し、2年ごとに見直ししています。

問 国保年金課 ☎835

### 平成24・25年度の保険料率

	変更前	変更後
均等割額	40,300円	41,860円
所得割率	7.75%	8.25%
限度額	50万円	55万円

平成24・25年度の保険料率は、左表のとおりです。

### 保険料は 大切な財源です

後期高齢者医療にかかる財源については、約5割の公費が充てられ、また約4割は現役世代からの支援金でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆さんに納めていただいています。

### 後期高齢者医療保険料の計算の仕方

$$\text{（前年の総所得金額 - 基礎控除33万円）} \times 8.25\% + 41,860\text{円} = \text{年間保険料}$$

### 均等割額の所得による軽減について

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額	変更前	変更後
9割軽減	【33万円】以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)の世帯	4,030円	4,180円
8.5割軽減	【33万円】以下の世帯	6,040円	6,270円
5割軽減	【33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主である被保険者を除く)】以下の世帯	20,150円	20,930円
2割軽減	【33万円+35万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	32,240円	33,480円

※被用者保険の被扶養者であった方の軽減および所得割額の軽減については、従来どおり軽減されます。詳しくは、国保年金課(☎835)または埼玉県後期高齢者医療広域連合(☎048-833-3120)へお問い合わせください。